

**第2回 埼玉県県南中央交通圏タクシー準特定地域協議会**  
**第2回 埼玉県県南西部交通圏タクシー準特定地域協議会**  
**第2回 埼玉県県南東部交通圏タクシー準特定地域協議会**  
**第2回 埼玉県県北交通圏タクシー準特定地域協議会**  
**合同会議 議事概要**

平成27年5月8日（金）

14:00～15:15

ときわ会館 多目的会議室

1. 開会

事務局から、配布資料の確認とともに、以下を報告した。

- ・各協議会とも、構成員の過半数の出席があるため、有効に成立していること
- ・新たに加入された構成員の紹介及び脱退の申出があった構成員の報告

加入 県南西部交通圏 小島 委員（タクシー事業の運転者の組織する団体）

脱退 県南中央交通圏 橋本 委員（タクシー事業者）

脱退 県北交通圏 飯田 委員（地域住民）

2. 議事

- (1) 各交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱の一部改正について、事務局から資料1-1、1-2、1-3、1-4を用いて説明。会長が委員に意見等を募ったところ、以下の質疑があった。

**【鈴木委員】**

分科会の件だが、東京の方では設置が決まっていて、13日に設置の説明会があると聞いている。埼玉も、東京と同じように是非分科会を設置する方向で検討をお願いしたい。そこで、6条で分科会のメンバーは協議会長が必要と認めた者で構成となっているが、どのような形で指名されるのか、具体的な設置目標等について説明をお願いします。

**【尾崎会長】**

これについては、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**

まずは今回設置要綱を定めた上、構成員の皆様方、会長を中心に具体的な作業を進めて参りたいと考えている。構成員の皆様の意見を踏まえ、設置を具体化していきたい。

**【尾崎会長】**

色々なことができそうなので、事務局にご希望をちょうだいできればと思う。

質疑の後、各交通圏ごとに出席委員での採決を行い、不同意の委員がないことを確認した。あわせて事務局から、本日欠席の委員については会長に対する委任状を取り付けていることが報告され、全ての交通圏で設置要綱第5条第10項(2)を満たしている

ことを確認、設置要綱の一部改正を議決した。

- (2) タクシー事業の適正化の取組状況及び現状について、埼玉運輸支局木部首席運輸企画専門官から資料2、参考資料1-1、1-2、1-3を用いて説明した。
- (3) タクシー事業の活性化に向けた取組状況について、事務局から資料3、参考資料2を用いて説明した。

－会長が委員に意見等を募ったところ、特段意見なし－

- (4) 各交通圏タクシー準特定協議会地域計画の一部改正について、事務局から資料4を用いて説明。

－会長が委員に意見等を募ったところ、特段意見なし－

その後、各交通圏ごとに出席委員での採決を行い、不同意の委員がないことを確認した。あわせて事務局から、本日欠席の委員については会長に対する委任状を取り付けていることが報告され、全ての交通圏で設置要綱第5条第10項(3)を満たしていることを確認、地域計画の一部改正を議決した。

- (5) その他として、全体を通しての意見等を募ったところ、以下の質疑、発言があった。

**【関根委員】**

蓮田市は、住民の高齢化が大変進んでいて、福祉関係等について、タクシーの事業者と懇談会を持ちたいと計画している。そのような場合、観光タクシーなど色々な視点も提案されているので、市の取り組みとして地元のタクシー業者に声をかければいいのか、どこを通すべきなのか。

**【事務局】**

法定協議会でなければ、地元の事業者に声をかけていただければと思う。

**【埼玉運輸支局 木部首席運輸企画専門官】**

会議により要件があるものもあるので、支局に来ていただければ助言ができる。

**【小谷事務局長】**

今回は行政から市町村に参加いただき、本当にありがたいと思っている。地域に根付いた公共交通機関としてはタクシーが一番なので、次回も協議会に参加してほしい。公共交通のタクシーをうまく利用してお付き合いいただき、今後の高齢化社会にタクシーをどう使えるか等も話していきたいと考えているので、参加をよろしく願いたい。

3. 閉会

【配付資料】

資料 1-1～1-4 『各交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱（改正案）』

資料 2 『県内タクシー事業の適正化の取組状況及び現状について』

資料 2-1～2-4 『各交通圏の活性化事業計画認定事業者の事業者別事業再構築の状況』

資料 3 『県内タクシー事業の活性化に向けた取組状況について』

資料 4 『各交通圏タクシー準特定地域協議会地域計画の一部改正について』

参考資料 1-1～1-3 適正と考えられる車両数、需給状況の判断結果、特定地域指定基準

参考資料 2 『今後の取組みの方向性について』

以上